



金 沢 市 公 報

号外第10号の5

平成26年(2014年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
規 則		I T ビジネスプラザ武蔵条例施行規則の一部
公立大学法人金沢美術工芸大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	1	を改正する規則 (ものづくり産業支援課) 8
金沢21世紀美術館条例施行規則の一部を改正する規則 (文化政策課)	1	金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則 (中央卸売市場) 8
金沢市芸術文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則 (")	2	金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則 (公設花き地方卸売市場) 9
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (商業振興課)	8	農林業等に関する補助金交付規則の一部を改正する規則 (農業振興課) 9
		金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (") 9
		金沢市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理規則の一部を改正する規則 (市 民 課) 10

規 則

公立大学法人金沢美術工芸大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第23号

公立大学法人金沢美術工芸大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人金沢美術工芸大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成22年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「(法)の次に「第42条の2第1項若しくは第2項又は」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

金沢21世紀美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第24号

金沢21世紀美術館条例施行規則の一部を改正する規則

金沢21世紀美術館条例施行規則(平成16年規則第66号)の一部を次のように改正する。

第3条中「平成18年教育委員会規則第1号」を「平成20年規則第11号」に改める。

別表第3中「500円」を「510円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「2,000円」を「2,050円」に、「3,000円」を「3,080円」に改める。

別表第4中「10,000円」を「10,280円」に、「5,000円」を「5,140円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第3及び別表第4の規定は、この規則の施行の日以後に発する納入通知書に係る特別観覧料及び附

属設備使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る特別観覧料及び附属設備使用料については、なお従前の例による。

金沢市芸術文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第25号

金沢市芸術文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市芸術文化ホール条例施行規則（平成23年規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

金沢歌劇座附属設備使用料

種別	品 名	構造、性能等	単 位	額	摘 要	
照明 設備	花道フット・ライト	ハロゲン85ワット×24灯	1列	432円		
	フット・ライト	ハロゲン85ワット×84灯	1列	1,080円		
	ボーダー・ライト	ハロゲン130ワット×90灯	1列	1,188円		
	アッパーホリゾン・ライト	ハロゲン300ワット×72灯	1列	4,104円		
	ローホリゾン・ライト	ハロゲン300ワット×80灯	1列	3,564円		
	ストリップ・ライト	ハロゲン100ワット×12灯	1本	540円		
	スポット・ライト	500ワット		1台	216円	
		1,000ワット		1台	324円	
		1,500ワット		1台	486円	
		ハロゲン1,000ワット		1台	378円	
		ハロゲン1,500ワット		1台	540円	
	シーリング・ライト	ハロゲン1,500ワット×6台	1組	1,944円		
	トーメンタル・ライト	ハロゲン1,000ワット×6台	1基	2,484円		
	ランプ・ピンスポット・ライト	ハロゲン650ワット	1台	1,080円		
	クセノンランプ・ピンスポット・ライト	3,000ワット	1台	3,240円		
	ピン・カッター	ハロゲン1,000ワット	1台	540円		
	マシン・スポット・ライト	ハロゲン1,000ワット	1台	540円		
	エフェクト・マシン		1台	864円	先玉1個及びデスク1枚を含む。	
	リップル・マシン		1台	864円		
	オーロラ・マシン		1台	864円		
	芯なし・マシン		1台	864円		
	ミラーボール		1台	864円		
	先玉		1個	162円		
各種デスク		1枚	162円			
星球		1組	540円			
波のエフェクト		一式	1,080円			
マルチ・ストロボ		一式	1,080円			
スライド・キャリア		一式	540円			

	持込み器具	1キロワット又はその端数ごとに	1台	216円	
映写 設備	スライド・プロジェクター	可搬型	1台	1,080円	
	ホール・スクリーン	12.5メートル×6.5メートル	1枚	3,240円	
	大集会室スクリーン	3.7メートル×2.75メートル	1枚	324円	
	液晶ビデオプロジェクター	会議室用	一式	4,320円	可搬式
ホール用		一式	10,800円	可搬式	
ホー ル音 響設 備	拡声装置		一式	4,320円	マイクロホン1個を含む。
	マイクロホン	コンデンサー型	1個	1,080円	電池を含む。
		ダイナミック型	1個	648円	
	ワイヤレス・マイクロホン	UHF 6チャンネル	1チャンネル	3,240円	マイクロホン1個を含む。
	つりマイクロホン装置	電動式3点づり	一式	2,160円	
	エレベーター・マイクロホン装置	電動式3基	1基	1,080円	
	マイクロホン・スタンド		1台	216円	
	録音再生機器	録音	1台	3,240円	
		再生	1台	2,160円	
	エコー・ユニット		1台	3,240円	
	移動用調整卓		1台	2,160円	
	効果用スピーカー	ステージ用	1台	1,296円	
		ハネ返り用	1台	648円	
持込み音響装置		一式	5,400円		
大集 会室 音響 設備	拡声装置		一式	1,080円	
	マイクロホン	ダイナミック型	1個	648円	スタンドを含む。
	ワイヤレス・マイクロホン	ハンド型	1チャンネル	1,080円	マイクロホンを含む。
	録音再生機器		1台	1,080円	
ピア ノ	ピアノ(1)	フルコン外国製	1台	16,200円	調律料を含まない。
	ピアノ(2)	フルコン外国製	1台	10,800円	
	ピアノ(3)	フルコン日本製	1台	6,480円	
	ピアノ(4)	セミコン日本製	1台	6,480円	
舞台 設備	所作台		一式	7,560円	
	平台		1枚	324円	足を含む。
		ひもせん	2.4メートル×10.9メートル	1枚	324円
		2.4メートル×12.7メートル	1枚	324円	
	びょうぶ	2.7メートル6ツ折	1双	2,160円	
	音響反射板	ダウンライト (ハロゲン300ワット48灯) を含む。	一式	8,640円	
	オーケストラ・ピット迫り	2分割式	一式	10,800円	
	仮設花道	下手	一式	3,240円	
	指揮台		1組	324円	
	演壇		1組	1,080円	花台を含む。
	司会台		1台	540円	
	姿見		1台	540円	
	譜面台		1本	108円	
	太鼓	90センチメートル×45センチ	1個	324円	

		チメートル			
	松羽目	正面12.7メートル 両袖5.5メートル 高さ4.5メートル	一式	1,620円	
	浅黄幕		1枚	540円	
	コントラバス用椅子		1脚	216円	
	チェロ用椅子		1脚	216円	
	スモークマシン		1台	2,160円	スモーク液を含まない。
その他	シャワー室		1区画	1,080円	
	展示用パネル	2.4メートル×1.3メートル	1組	54円	
	講演用拡声機器		一式	1,620円	
	OHP		1台	1,080円	可搬式
	レーザーポインター		1個	1,080円	
	同時通訳設備		一式	21,600円	
	L A Nカード		1枚	216円	

備考

- この表の使用料は、条例別表第1に定める午前、午後又は夜間の使用時間区分ごとの額とする。
- 歌劇座附属設備（持込み器具として使用料を徴収するものを含む。）以外の電気機械器具等を使用する場合は、電気料金の実費を徴収する。
- カラーフィルターを使用する場合はその実費を、白布を使用する場合はその洗濯料の実費を、スモーク液を使用する場合はその実費を徴収する。

別表第2（第5条関係）

金沢市文化ホール附属設備使用料

区分	設備名	構造、性能等	単位	額	摘要	
ホール	舞台設備	大迫り	一式	7,560円		
		小迫り	一式	2,160円		
		スッポン迫り		一式	1,080円	
		オーケストラピット迫り	3分割	一式	7,560円	
		音響反射板		一式	8,640円	ダウンライトを含む。
		平台		1枚	216円	足を含む。
		所作台		一式	7,560円	
		松羽目・竹羽目		一式	4,320円	
		金びょうぶ		1双	2,160円	
		銀びょうぶ		1双	2,160円	
		定式幕		1張	1,080円	
		浅黄幕		1張	1,080円	
		紅白幕		1張	1,080円	
		しゃ幕		1張	1,080円	
		中ホリゾン幕		1張	1,080円	
		スクリーン		1基	2,160円	
		ひ毛せん		1枚	324円	
		長座布団		1枚	324円	
		地がすり	17メートル×5メートル	1枚	2,160円	
		演台		1組	1,080円	花台を含む。

	議長演台		1組	1,080円	花台及び椅子を含む。	
	司会台		1台	540円		
	指揮台		1組	324円		
	譜面台		1本	108円		
	コントラバス椅子		1脚	108円		
	レーザーポインター		1個	1,080円		
	姿見		1台	540円		
	スモークマシン		1台	2,160円	スモーク液を含まない。	
照明 設備	フットライト	60ワット×60灯	1列	756円		
	花道フットライト	60ワット×54灯	1列	324円		
	ロアーホリゾンライト	300ワット×56灯	1列	2,160円		
	アッパーホリゾンライト	300ワット×56灯	1列	2,700円		
	ボーダーライト	200ワット×81灯	1列	1,404円		
	トーメンタルライト	1,000ワット×6灯	1列	1,620円		
	フロントサイドライト	1,000ワット×6灯	1組	1,944円		
	第1シーリングライト	1,000ワット×6灯	1組	2,700円		
	第2シーリングライト	1,500ワット×6灯	1組	2,700円		
	スポットライト	1,500ワット		1台	486円	
		1,000ワット		1台	324円	
		500ワット		1台	216円	
		ハロゲンピンカッター 750ワット		1台	324円	
	ピンスポットライト	ハロゲン1,000ワット		1台	864円	
		クセノン2,000ワット		1台	3,240円	
	ストリップライト	100ワット×4灯		1本	162円	
		100ワット×8灯		1本	324円	
	エフェクトスポット	1,000ワット		1本	540円	
	スライドキャリア	2連用		1台	540円	
	エフェクトマシン			1台	1,296円	
	スパイラルマシン			1台	1,296円	
	ドラムマシン			1台	1,080円	
	波のエフェクト			1台	1,080円	
	ミラーボール	丸型つり		1台	1,080円	
	ストロボスコープ			一式	1,080円	
	星球			一式	540円	
	持込み器具			1キロワット	216円	
音響 設備	拡声装置		一式	4,320円	マイクロホン1本を含む。	
	録音再生機器		1台	3,240円		
	レコードプレーヤー		1台	1,620円		
	つりマイクロホン装置	電動式3点づり		一式	2,160円	
	エレベーターマイクロホン装置			1基	1,080円	
マイクロホン	コンデンサー型		1本	1,080円		

			ダイナミック型	1本	648円	
		ワイヤレスマイクロホン		1本	2,160円	
		マイクロホンスタンド		1台	216円	
		効果用スピーカー	ステージ用	1台	1,296円	
			ハネ返り用	1台	648円	
		持込み音響装置		一式	5,400円	
楽器	ピアノ	フルコン外国製		1台	16,200円	調律料を含まない。
		フルコン日本製		1台	6,480円	
	太鼓			1台	1,080円	
映写設備	スライド			1台	1,080円	
	液晶ビデオプロジェクター			一式	10,800円	可搬式
その他	中継放送設備	テレビ		一式	8,640円	
		ラジオ		一式	4,320円	
	浴室・シャワー			1回	1,080円	
その他	練習室	音響設備		一式	2,700円	
		ピアノ	グランド日本製		1台	2,160円
	アップライト日本製			1台	1,080円	
	譜面台			1本	108円	
	シャワー			1回	1,080円	
大集会室	音響設備			一式	4,320円	マイクロホンを含まない。
	マイクロホン	ダイナミック型		1本	648円	
	ワイヤレスマイクロホン			1本	2,160円	
	マイクロホンスタンド			1台	216円	
	ポータブルステージ			一式	2,160円	
	演台			1台	1,080円	
	金びょうぶ			1双	2,160円	
	銀びょうぶ			1双	2,160円	
	つい立て			一式	1,080円	
	ひもせん			1枚	324円	
	展示パネル	照明器具付		1枚	108円	
電子オルガン			1台	3,240円		
大会議室	同時通訳設備			一式	21,600円	
各室共通	音響設備			一式	1,080円	可搬式
	スライド			1台	1,080円	可搬式
	ビデオ再生装置			一式	2,160円	可搬式
	OHP			1台	1,080円	可搬式
	スクリーン			1台	324円	可搬式
	液晶ビデオプロジェクター			一式	4,320円	可搬式

備考

- この表の額は、条例別表第2に定める午前、午後又は夜間の使用時間区分ごとの額とする。
- 文化ホール附属設備（持込み器具として使用料を徴収するものを含む。）以外の電気機械器具等を使用する場合は、電気料金の実費を徴収する。
- カラーフィルターを使用する場合はその実費を、白布を使用する場合はその洗濯料の実費を、スモーク液を使用する場合はその実費を徴収する。

別表第3 (第5条関係)

金沢市アートホール附属設備使用料

区分	設 備 名	構造、性能等	単 位	額	摘 要	
舞台 設備	平台		1 枚	216円	足を含む。	
	所作台		一式	7,560円		
	金びょうぶ		1 双	2,160円		
	しゃ幕		1 張	1,080円		
	スクリーン		1 基	2,160円		
	ひ毛せん		1 枚	324円		
	演台		1 組	1,080円	花台を含む。	
	司会台		1 台	540円		
	指揮台		1 組	324円		
	譜面台		1 本	108円		
	ピアノ		フルコン外国製	1 台	16,200円	調律料を含まない。
			フルコン日本製	1 台	6,480円	
コントラバス椅子		1 脚	108円			
照明 設備	ロアーホリゾンライト	200ワット×48灯	1 列	1,620円		
	アッパーホリゾンライト	300ワット×36灯	1 列	2,160円		
	ボーダーライト	200ワット×45灯	1 列	1,080円		
	フロントサイドライト	1,000ワット×4灯	1 組	1,080円		
	シーリングライト	1,000ワット×4灯	1 組	1,080円		
	スポットライト		1,000ワット	1 台	324円	
			500ワット	1 台	216円	
			ハロゲンピンカッター1,000ワット	1 台	540円	
	ピンスポットライト		ハロゲン1,000ワット	1 台	864円	
			クセノン1,000ワット	1 台	1,620円	
	エフェクトスポット	1,000ワット	1 台	540円		
	スライドキャリア	2 連用	1 台	540円		
	エフェクトマシン		1 台	1,296円		
	波のエフェクト		1 台	1,080円		
	ミラーボール		1 台	864円		
	持込み器具	1キロワット又はその端数ごとに	1 台	216円		
	音響 設備	拡声装置		一式	4,320円	マイクロホン1本を含む。
録音再生機器			1 台	3,240円		
C Dプレーヤー			1 台	1,620円		
つりマイクロホン装置		電動式3点づり	一式	2,160円		
マイクロホン		コンデンサー型	1 本	1,080円		
		ダイナミック型	1 本	648円		
ワイヤレスマイクロホン			1 本	2,160円		
マイクロホンスタンド			1 台	216円		
効果用スピーカー			1 台	648円		
持込み音響装置		一式	5,400円			
その 他	スライド		1 台	1,080円	可搬式	
	レーザーポインター		1 個	1,080円		

ＯＨＰ		1台	1,080円	可搬式
スクリーン		1台	324円	可搬式
液晶ビデオプロジェクター		一式	4,320円	可搬式

備考

- この表の額は、条例別表第3に定める午前、午後又は夜間の使用時間区分ごとの額とする。
- カラーフィルターを使用する場合は、その実費を徴収する。

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この規則の施行の日以後に発する納入通知書に係る附属設備使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る附属設備使用料については、なお従前の例による。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第26号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則（昭和58年規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第27号

ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則の一部を改正する規則
ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則（平成16年規則第3号）の一部を次のように改正する。
別表中「350円」を「360円」に、「800円」を「820円」に改める。

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第28号

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則
金沢市中央卸売市場業務条例施行規則（平成12年規則第21号）の一部を次のように改正する。
第6条中「100分の5」を「100分の8」に改める。
第39条第1項中「105分の100」を「108分の100」に改める。
別表第2卸売業者市場使用料の項中「115円50銭」を「118円80銭」に、「336円」を「345円60銭」に、「199円50銭」を「205円20銭」に、「357円」を「367円20銭」に、「420円」を「432円」に、「262円50銭」を「270円」に、「735円」を「756円」に改め、同表仲卸業者市場使用料の項中「577円50銭」を「594円」に、「878円40銭」を「896円40銭」に、「336円」を「345円60銭」に、「666円30銭」を「680円40銭」に改め、同表関連事業者市場使用料の項中「1,365円」

を「1,404円」に、「682円50銭」を「702円」に、「1,155円」を「1,188円」に、「1,575円」を「1,620円」に、「787円50銭」を「810円」に改め、同表事務所使用料の項中「420円」を「432円」に、「924円」を「950円40銭」に、「630円」を「648円」に、「934円50銭」を「961円20銭」に、「1,018円50銭」を「1,047円60銭」に、「1,260円」を「1,296円」に改め、同表専用駐車場使用料の項中「168円」を「172円80銭」に、「252円」を「259円20銭」に、「157円50銭」を「162円」に改め、同表空地使用料の項中「210円」を「216円」に改め、同表水道施設使用料の項中「420円」を「432円」に、「18円90銭」を「19円44銭」に改め、同表冷蔵庫使用料の項中「2,019,150円」を「2,076,840円」に改め、同表保冷施設使用料の項中「1,490,500円」を「1,533,081円60銭」に、「111,300円」を「114,480円」に、「120,750円」を「124,200円」に、「157,500円」を「162,000円」に、「131,250円」を「135,000円」に改め、同表倉庫使用料の項中「220円50銭」を「226円80銭」に改め、同表クリーンセンター使用料の項中「1,050,000円」を「1,080,000円」に改め、同表青果配送センター使用料の項中「525円」を「540円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日前から継続して使用している水道施設の使用料で、同日から同月30日までの間の算定に係るものについては、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第29号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則（平成12年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の5」を「100分の8」に改める。

第37条第1項中「105分の100」を「108分の100」に改める。

別表卸売業者市場使用料の項中「514円50銭」を「529円20銭」に改め、同表仲卸業者市場使用料の項中「1,417円50銭」を「1,458円」に改め、同表関連事業者市場使用料の項及び事務所使用料の項中「1,512円」を「1,555円20銭」に改め、同表保冷施設使用料の項中「105,630円」を「108,648円」に改め、同表苗物保管施設使用料の項中「199円50銭」を「205円20銭」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

農林業等に関する補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第30号

農林業等に関する補助金交付規則の一部を改正する規則

農林業等に関する補助金交付規則（昭和32年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表農業振興事業の部花き生産事業の項中「2分の1以内」を「10分の6以内」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成26年度分からの補助金について適用する。

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第31号

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市地方競馬実施条例施行規則（昭和52年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第5条」を「第6条」に改め、「法第7条又は」を削る。

第78条第2項中「第5条第3項」を「第6条第3項」に改める。

第79条の2中「競馬場内の一定の場所に掲示しなければならない」を「公表するものとする」に改める。

第81条の次に次の1条を加える。

第81条の2 法第22条において準用する法第8条第1項の規定による払戻金に係る率は、100分の70以上100分の80以下の範囲内で市長が別に定める。

第85条第1項に次のただし書を加える。

ただし、法第22条において準用する法第5条ただし書の規定により農林水産大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第32号

金沢市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理規則の一部を改正する規則

金沢市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理規則（平成14年規則第68号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「前項に規定する構成機器の操作者（以下「操作者」という。）を識別するためのカード（以下「操作者用ICカード」という。）及びパスワードにより操作者」を「静脈等の情報に不可逆演算を施して登録された情報（以下「照合情報」という。）と認証時に読み取られる情報を照合することにより認証する方法により前項に規定する構成機器の操作者（以下「操作者」という。）に、「並びに」を「及び」に改める。

第13条第3項各号列記以外の部分中「操作者用ICカード及びパスワード」を「操作者を識別するための番号（以下「照合ID」という。）、照合情報及び操作権限を識別するための番号（以下「操作者ID」という。）」に改め、同項第1号中「操作者用ICカード及びパスワード」を「照合ID及び操作者ID」に改め、同項第3号中「操作者用ICカード」を「照合ID及び操作者ID」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「操作者用ICカード」を「操作者ID」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 照合情報の登録及び削除に係る管理の方法を定めること。

第14条中「操作者用ICカード及びパスワード」を「照合ID、照合情報及び操作者ID」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年(2014年)3月31日 印刷

平成26年(2014年)3月31日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄